○小田原市都市部建築指導課所管に係る補助金交付要綱

平成２４年４月１日

改正

平成２５年４月１日

平成２６年４月１日

平成２７年４月２４日

平成２８年４月１日

平成２８年６月１日

平成２９年４月１日

平成３０年５月１日要綱第５１号

令和３年４月１日要綱第１４４号

令和４年４月１日要綱第５０号

令和５年３月２８日要綱第２３号

令和６年３月２７日要綱第３３号

令和７年３月２６日要綱第４１号

令和８年５月２８日要綱第１１６号

小田原市都市部建築指導課所管に係る補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、小田原市都市部建築指導課が所管する補助金の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和５６年小田原市規則第２号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第２条　補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

（事業計画書の提出）

第３条　事業が複数年度にわたる場合は、補助金交付申請前に当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定期日等について事業計画書（様式第１号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、事業計画書の提出があった場合は、内容を審査の上、事業としての適否を決定し、建築物耐震改修等事業計画承認通知書（様式第２号）により通知するものと

する。

３　申請者は、各年度における事業の進捗状況について、事業進捗状況報告書（様式第３号）により、定期的に市長に報告しなければならない。

（交付申請書の様式等）

第４条　規則第４条第１項に規定する交付申請書の様式、提出期限及び同条第２項及び第３項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

２　複数年度にわたる事業に係る交付申請の時期は、事業完了年度とする。

（交付決定の審査基準）

第５条　規則第５条第１項に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

（交付条件）

第６条　規則第６条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1)　補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、木造住宅に係るもののうち経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の５０パーセント以内の変更については、この限りでない。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3)　補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4)　市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。

(5)　規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（変更等の承認）

第７条　前条第１号及び第２号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第５号）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

（決定通知書）

第８条　規則第７条の規定による補助金等交付決定通知書の様式は、補助金交付決定通

知書（様式第６号）によるものとする。

２　補助金の交付をしない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第９条　規則第８条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から１０日を経過する日までとする。

（交付決定取消通知等）

第１０条　規則第９条第３項又は規則第１６条第４項の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第８号）によるものとする。

（補助金の交付）

第１１条　補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

（中間報告）

第１２条　別表の３に規定する小田原市分譲型共同住宅耐震改修事業費補助金、別表の６に規定する小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金、別表の９に規定する小田原市多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助金及び別表の１１に規定する小田原市木造住宅耐震改修費補助金（耐震改修工事の場合に限る。）の申請者は、当該申請に係る工事において別表に定める工程に達したときは、規則第１１条に規定する状況報告として中間報告書（様式第１１号）を提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による届出があったときには、その内容を確認しなければならない。

３　市長は、前項の確認の結果、必要と認めるときは検査を実施することができる。

（完了報告）

第１３条　別表の３に規定する小田原市分譲型共同住宅耐震改修事業費補助金、別表の６に規定する小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金及び別表の９に規定する小田原市多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助金の申請者は、当該申請に係る工事において別表に定める工程に達したときは、規則第１１条に規定する状況報告として完了報告書（様式第１２号）を提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による届出があったときには、その内容を確認しなければならない。

３　市長は、前項の確認の結果、必要と認めるときは検査を実施することができる。

（補助事業の遂行の指示）

第１４条　規則第１２条の規定により、市長が補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し補助事業の遂行を指示するときは、指示書（様式第１３号）によるものとする。

（実績報告）

第１５条　規則第１３条第１項の規定による実績報告書の様式、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額の確定）

第１６条　規則第１４条に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定による審査の結果、補助事業の内容と成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、市長は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第１９号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業者への指示）

第１７条　規則第１５条第１項の規定により、市長が補助事業者に対し、補助事業を、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとるべきことを指示するときは、指示書（様式第１３号）によるものとする。

（補助金の返還）

第１８条　規則第１７条の規定により、市長が補助事業者に対し、補助金の返還をさせるときは、補助金返還通知書（様式第２０号）によるものとする。

（暴力団の排除）

第１９条　補助対象者が、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条においては同じ）又は次の各号に掲げる団体の場合は、別表に掲げる補助金を交付しない。

(1)　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

(2)　法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（暴力団に対する交付決定の取消し）

第２０条　市長は、補助事業者が前条に規定するものに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（警察本部長への確認）

第２１条　市長は、必要に応じ申請者又は補助事業者が、第１９条に規定するものに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人等の同意を得るものとする。

（届出事項）

第２２条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1)　住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2)　代表者を変更したとき。

（申請者の努力義務）

第２３条　規則第１３条第１項により、別表の１１に規定する小田原市木造住宅耐震改修費補助金のうち段階的な改修の実績報告を行った申請者は、当該木造住宅について住宅全体の構造評点を１．０以上とする補強工事を行うよう努めなければならない。

（【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用対象証明書発行申請）

第２４条　【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度を利用しようとする者（昭和５６年５月３１日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した補助対象の一戸建て住宅に居住する所有者に限る。第２７条において同じ。）は、別表の１１に規定する小田原市木造住宅耐震改修費補助金の交付申請にあわせて、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第２１号）を市長に申請しなければならない。

（【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用対象証明）

第２５条　市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請内容の審査を行い、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用対象であると認めたときは、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（申請者用）（様式第２２号）及び【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）（様式第２３号）をもって当該申請者に証明するものとする。

（【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の証明取消し）

第２６条　市長は、前条に規定する証明後に、第１０条に規定する交付決定取消通知を行う場合は、前条で規定する証明の取り消しを行うものとし、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書（様式第２４号）をもって当該申請者に通知するものとする。

２　申請者は、前項の通知を受けたことについて、取扱金融機関に連絡しなければならない。

３　申請者は、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度を辞退し又は金融機関の審査で不適合となった場合は、辞退し又は審査不適合となった旨の通知の発行を金融機関に依頼し、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第５号）にこれを添付して市長に申請しなければならない。

４　市長は、前項に規定する申請があったときは、第１項に規定する通知及び第１０条に規定する交付決定取消通知を行うものとする。

（【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度を利用する場合の補助金の額について）

第２７条　【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度を利用しようとする者が、別表の１１に規定する小田原市木造住宅耐震改修費補助金の交付申請を行う場合の当該補助金の額は、同別表の補助金額の欄の「１　耐震設計費」、「２　工事監理費」、「３耐震改修工事費　ア」に規定する額のそれぞれ２分の１の金額とする。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（平成25年４月１日）

この要綱は、平成25年４月１日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（平成26年４月１日）

この要綱は、平成26年４月１日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（平成27年４月24日）

この要綱は、平成27年４月24日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（平成28年４月１日）

この要綱は、平成28年４月１日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（平成28年６月１日）

この要綱は、平成28年６月１日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（平成29年４月１日）

この要綱は、平成29年４月１日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（平成30年５月１日要綱第51号）

この要綱は、平成30年５月１日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附　則（令和３年４月１日要綱第144号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日要綱第50号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月28日要綱第23号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月27日要綱第33号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月26日要綱第41号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月28日要綱第116号）

この要綱は、令和８年６ss月１日から施行する。

別表（第２条、第４条、第５条、第11条、第17条、第18条、第27条関係）

１　小田原市分譲型共同住宅耐震診断事業費補助金

補助金交付の目的	分譲型共同住宅の耐震性の向上を図る。
補助対象	市内に存する建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第

		69号）第２条第２項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建築物の管理組合で次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法（昭和25年法律201号）による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　３階建て以上で、延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物 ３　住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供する建築物 ４　住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半である建築物 ５　管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がなされたもの
補助対象事業		一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士で、同法第23条第１項の規定により登録を受けた一級建築士事務所に所属するものをいう。別表の２から同表の９までにおいて同じ。）で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第28号）第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが行う建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第２条第１項に規定する耐震診断
補助金額		予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に２分の１を乗じて得た額と住戸（市民が区分所有し自ら居住するものに限る。）の戸数に４万円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、１棟当たり220万円を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その１）

付申請	提出期限	事業実施前
	添付書類	1　事業計画書 2　位置図 3　所有者等一覧表（様式第15号） 4　建築年度を証明するもの（建築確認通知書等の写し等） 5　耐震診断費の見積書（写し） 6　補助金額計算書（様式第18号その１） 7　耐震診断の実施に係る住民総会等における決議書等の写し 8　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 9　その他市長が必要とする書類
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その１）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	1　耐震診断結果報告書 2　耐震診断費の領収書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第１項に規定する耐震診断が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断もくしは第３次診断

		「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に定める第２次診断もくしは第３次診断

２　小田原市分譲型共同住宅耐震設計事業費補助金

補助金交付の目的	分譲型共同住宅の耐震性の向上を図る。
補助対象	市内に存する建物の区分所有等に関する法律第２条第２項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建築物の管理組合で次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　３階建て以上で、延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物 ３　住戸数の過半数を区分所有者の住居の用に供する建築物 ４　住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半数である建築物 ５　管理組合の集会等において、耐震設計の実施に関する決議がなされたもの ６　当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物
補助対象事業	一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが行う耐震設計であって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第２の指針に規定する基準に適合する方法によって行い、当該建築物が当該方針別添第１に定める地震に対して安全な構造となるもの
補助金額	予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に２分の１を乗

		じて得た額又は住戸（市民が区分所有し自ら居住するものに限る。）の戸数に４万円を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、１棟当たり120万円を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その３）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　事業計画書 ２　位置図 ３　所有者等一覧表（様式第15号） ４　建築年度を証明するもの（建築確認通知書等の写し等） ５　耐震設計費の見積書（写し） ６　補助金額計算書（様式第18号その２） ７　耐震設計の実施に係る住民総会等における決議書等の写し ８　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） ９　その他市長が必要とする書類
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その３）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	１　耐震改修後を想定した耐震診断結果報告書 ２　耐震判定委員会の判定書等（写し） ３　耐震設計費の領収書又は請求書（写し）

	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修に係る設計が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項第１号の国土交通大臣が定める基準 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断及び設計 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計

３　小田原市分譲型共同住宅耐震改修事業費補助金

補助金交付の目的	分譲型共同住宅の耐震性の向上を図る。
補助対象	市内に存する建物の区分所有等に関する法律第２条第２項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建築物の管理組合で次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　３階建て以上で、延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物 ３　住戸数の過半数を区分所有者の住居の用に供する建築物 ４　住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半数である建築物 ５　管理組合の集会等において、耐震改修の実施に関する決議が

		なされたもの ６　当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物
補助対象事業		一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが監理する耐震改修工事であって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第２の指針に規定する基準に適合する方法によって行い、当該建築物が当該方針別添第１に定める地震に対して安全な構造となるもの
補助金額		予算の範囲内において、住戸（市民が区分所有し自ら居住するものに限る。）の戸数に55万円を乗じて得た額。ただし、１棟当たり1,000万円を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その４）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　事業計画書 ２　耐震判定委員会の判定書等（写し） ３　位置図 ４　所有者等一覧表（様式第15号） ５　建築年度を証明するもの（建築確認通知書等の写し等） ６　耐震改修工事費の見積書（写し） ７　補助金額計算書（様式第18号その３） ８　耐震改修工事の実施に係る住民総会等における決議書等の写し

		９　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 10　その他市長が必要とする書類
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
中間報告	提出書類	中間報告書（様式第11号）
	提出期限	市長が特に指定する工程に係る工事を終えたとき。
完了報告	提出書類	完了報告書（様式第12号）
	提出期限	市長が特に指定する工程に係る工事を終えたとき。
	添付書類	１　工事監理状況報告書（様式第17号） ２　各改修部分の写真（施工前、施工中、施工後）
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その４）
	提出期限	完了報告の内容確認後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	耐震改修工事費の領収書又は請求書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修に係る設計及び工事が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項第１号の国土交通大臣が定める基準 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断及び設計

		「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計

４　小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金

補助金交付の目的	緊急輸送道路沿いの建築物の耐震性の向上を図る。
補助対象	小田原市地域防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第３号に規定する建築物 ３　小田原市木造住宅耐震診断費補助金の交付対象とならない建築物 ４　所有者が市税を滞納していないもの（補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの）
補助対象事業	一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第１項に規定する耐震診断

<table>
<tr><td colspan="2">補助金額</td><td>予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に２分の１又は次に定める基準額に、３分の２を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、１棟当たり120万円（神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱（平成27年４月24日制定）第３の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあっては、240万円）を上限とする。

基準額
・面積1,000㎡以内の部分は、3,670円／㎡
・面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,570円／㎡
・面積2,000㎡を超える部分は、1,050円／㎡

なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交付申請</td><td>提出書類</td><td>補助金交付申請書（様式第４号その１）</td></tr>
<tr><td>提出期限</td><td>事業実施前</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td>１　事業計画書
２　位置図
３　役員等氏名一覧表（法人の場合）（様式第16号）
４　法人登記簿（法人の場合）
５　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋）
６　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書）
７　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等）
８　耐震診断費の見積書（写し）
９　補助金額計算書（様式第18号その４）
10　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。）
11　その他市長が必要とする書類

補助対象者が建築物の管理者の場合は、３、４及び６につい</td></tr>
</table>

		て、所有者及び管理者の書類が必要
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その１）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	１　耐震診断結果報告書 ２　耐震診断費の領収書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第１項に規定する耐震診断が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断もくしは第３次診断 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断もくしは第３次診断

５　小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助金

補助金交付の目的	緊急輸送道路沿いの建築物の耐震性の向上を図る。
補助対象	緊急輸送道路沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの

		１　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第３号に規定する建築物 ３　小田原市木造住宅耐震改修費補助金の交付対象とならない建築物 ４　所有者が市税を滞納していないもの（補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの） ５　当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物
補助対象事業		一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが行う耐震設計であって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第２の指針に規定する基準に適合する方法によって行い、当該建築物が当該方針別添第１に定める地震に対して安全な構造となるもの
補助金額		予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に２分の１を乗じて得た額。ただし、１棟当たり120万円（神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱（平成27年４月24日制定）第３の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあっては、240万円）を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交付	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その３）
	提出期限	事業実施前

申請	添付書類	1　事業計画書 2　位置図 3　役員等氏名一覧表（法人の場合）（様式第16号） 4　法人登記簿（法人の場合） 5　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋） 6　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書） 7　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） 8　耐震設計費の見積書（写し） 9　補助金額計算書（様式第18号その５） 10　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 11　その他市長が必要とする書類 補助対象者が建築物の管理者の場合は、３、４及び６について、所有者及び管理者の書類が必要
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その３）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	1　耐震改修後を想定した耐震診断結果報告書 2　耐震判定委員会の判定書等（写し） 3　耐震設計費の領収書又は請求書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修に係る設計が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項第１号の国

		土交通大臣が定める基準 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断及び設計 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計

６　小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金

補助金交付の目的	緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の向上を図る。
補助対象	緊急輸送道路沿道の建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第３号に規定する建築物 ３　小田原市木造住宅耐震改修費補助金の交付対象とならない建築物 ４　所有者が市税を滞納していないもの（補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの） ５　当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物
補助対象事業	一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又

		は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが監理する耐震改修工事であって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第２の指針に規定する基準に適合する方法によって行い、当該建築物が当該方針別添第１に定める地震に対して安全な構造となるもの
補助金額		予算の範囲内において、耐震改修工事に要した費用に11.5％を乗じて得た額。ただし、１棟当たり500万円（神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱（平成27年４月24日制定）第３の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあっては、1,000万円）を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その４）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　事業計画書 ２　耐震判定委員会の判定書等（写し） ３　位置図 ４　役員等氏名一覧表（法人の場合）（様式第16号） ５　法人登記簿（法人の場合） ６　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋） ７　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書） ８　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） ９　耐震改修工事費の見積書（写し） 10　補助金額計算書（様式第18号その６） 11　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 12　その他市長が必要とする書類

		補助対象者が建築物の管理者の場合は、４、５及び７について、所有者及び管理者の書類が必要
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
中間報告	提出書類	中間報告書（様式第11号）
	提出期限	市長が特に指定する工程に係る工事を終えたとき。
完了報告	提出書類	完了報告書（様式第12号）
	提出期限	市長が特に指定する工程に係る工事を終えたとき。
	添付書類	１　工事監理状況報告書（様式第17号） ２　各改修部分の写真（施工前、施工中、施工後）
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その４）
	提出期限	完了報告の内容確認後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	耐震改修工事費の領収書又は請求書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修に係る設計及び工事が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項第１号の国土交通大臣が定める基準 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断及び設計

		「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び耐震改修設計指針・同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計

７　小田原市多数の者が利用する建築物耐震診断費補助金

補助金交付の目的	多数の者が利用する建築物の耐震性の向上を図る。
補助対象	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第１項第１号及び第２号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金の交付を受けていないもの ３　所有者が市税を滞納していないもの（補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの）
補助対象事業	一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第１項に規定する耐震診断
補助金額	予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に２分の１を乗じて得た額。ただし、１棟当たり120万円（神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱（平成26年４月１日制定）第３の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模

		建築物にあっては、240万円）を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その１）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　事業計画書 ２　位置図 ３　役員等氏名一覧表（法人の場合）（様式第16号） ４　法人登記簿（法人の場合） ５　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋） ６　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書） ７　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） ８　耐震診断費の見積書（写し） ９　補助金額計算書（様式第18号その７） 10　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 11　その他市長が必要とする書類 補助対象者が建築物の管理者の場合は、３、４及び６について、所有者及び管理者の書類が必要
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その１）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	１　耐震診断結果報告書

		２　耐震診断費等の領収書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第１項に規定する耐震診断が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断もしくは第３次診断 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断もしくは第３次診断

８　小田原市多数の者が利用する建築物耐震設計事業費補助金

補助金交付の目的	多数の者が利用する建築物の耐震性の向上を図る。
補助対象	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第１項第１号及び第２号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助金の交付を受けていないもの ３　所有者が市税を滞納していないもの（補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの） ４　当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対し

		て倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物
補助対象事業		一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが行う耐震設計であって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第２の指針に規定する基準に適合する方法によって行い、当該建築物が当該方針別添第１に定める地震に対して安全な構造となるもの
補助金額		予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に２分の１を乗じて得た額。ただし、１棟当たり120万円（神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱（平成26年４月１日制定）第３の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物にあっては、240万円）を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その３）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　事業計画書 ２　位置図 ３　役員等氏名一覧表（法人の場合）（様式第16号） ４　法人登記簿（法人の場合） ５　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋） ６　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書） ７　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） ８　耐震設計費の見積書（写し） ９　補助金額計算書（様式第18号その８）

		10　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 11　その他市長が必要とする書類 補助対象者が建築物の管理者の場合は、３、４及び６について、所有者及び管理者の書類が必要
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その３）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	１　耐震改修後を想定した耐震診断結果報告書 ２　耐震判定委員会の判定書等（写し） ３　耐震設計費の領収書又は請求書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修に係る設計が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項第１号の国土交通大臣が定める基準 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断及び設計 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診

		断及び設計

9　小田原市多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助金

補助金交付の目的	多数の者が利用する建築物の耐震性の向上を図る。
補助対象	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第１項第１号及び第２号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの １　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 ２　小田原市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金の交付を受けていないもの ３　所有者が市税を滞納していないもの（補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの） ４　当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物
補助対象事業	一級建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習を修了したもの又は当該講習を修了した者と同等以上の技術を有すると市長が認めたものが監理する耐震改修工事であって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第２の指針に規定する基準に適合する方法によって行い、当該建築物が当該方針別添第１に定める地震に対して安全な構造となるもの
補助金額	予算の範囲内において、耐震改修工事に要した費用に11.5％を乗じて得た額。ただし、１棟当たり500万円（神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱（平成26年４月１日制定）第３の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物にあっては、1,000万円）を上限とする。

		なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その４）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　事業計画書 ２　耐震判定委員会の判定書等（写し） ３　位置図 ４　役員等氏名一覧表（法人の場合）（様式第16号） ５　法人登記簿（法人の場合） ６　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋） ７　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書） ８　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） ９　耐震改修工事費の見積書（写し） 10　補助金額計算書（様式第18号その９） 11　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 12　その他市長が必要とする書類 補助対象者が建築物の管理者の場合、４、５及び７について、所有者及び管理者の書類が必要
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
中間報告	提出書類	中間報告書（様式第11号）
	提出期限	市長が特に指定する工程に係る工事を終えたとき。
完	提出書類	完了報告書（様式第12号）

了 報 告	提出期限	市長が特に指定する工程に係る工事を終えたとき。
	添付書類	１　工事監理状況報告書（様式第17号） ２　各改修部分の写真（施工前、施工中、施工後）
実 績 報 告	提出書類	実績報告書（様式第14号その４）
	提出期限	完了報告の内容確認後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月１日までのいずれか早い日
	添付書類	耐震改修工事費の領収書又は請求書（写し）
	審査基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修に係る設計及び工事が同法第４条第１項の基本方針に基づき行われているか 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項第１号の国土交通大臣が定める基準 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に記載されている診断及び設計 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針　同解説」に記載されている第２次診断又は第３次診断及び設計

10　小田原市木造住宅耐震診断費補助金

補助金交付の目的	木造住宅の耐震性の向上を図る。
補助対象	市内に存在する木造住宅を有する個人（共有の場合を含む。）

	で、次の各号のいずれにも該当するもの １　当該住宅が平成12年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅、長屋又は共同住宅（いずれも店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものを含む。長屋又は共同住宅は、昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手したものに限る。）であること。 ２　当該住宅が平成12年６月１日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の２分の１以下の場合を除く。 ３　当該住宅が地上２階建て以下の木造建築物であること。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。 ４　所有者が市税を滞納していないこと。
補助対象事業	一級建築士（建築士法第２条第２項に規定する一級建築士をいう。別表の11及び別表の12において同じ。）、二級建築士（同条第３項に規定する二級建築士をいう。別表の11及び別表の12において同じ。）又は木造建築士（同条第４項に規定する木造建築士をいう。別表の11及び別表の12において同じ。）で、神奈川県木造住宅耐震実務講習を修了したもの又は当該講習を修了したものと同等以上の技術を有すると市長が認めたものが実施する耐震診断。（木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会編集）に記載されている一般診断法又は精密診断法による耐震診断）
補助金額	１　一戸建て住宅 （ア）　昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した補助対象の一戸建て住宅であって、居住している所有者、３親等以内の親族が居住している所有

		者、又は耐震改修工事後に居住する所有者の場合 耐震診断に要した費用の10分の10の額。ただし、９万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 （イ）　（ア）以外の場合 耐震診断に要した費用の３分の２の額。ただし、６万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ２　長屋又は共同住宅 耐震診断に要した費用の３分の２の額。ただし、６万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（様式第４号その２）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋） ２　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書） ３　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） ４　所有者等の住民票等（補助金額の項１（ア）の場合に限る） ５　耐震診断費の見積書（写し） ６　補助金額計算書（様式第18号その10） ７　耐震技術者の神奈川県木造住宅耐震実務講習等の修了証書（写し）

		8　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。） 9　その他市長が必要とする書類 10　消費税仕入控除税額確認書（様式第４号その８）
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実績報告	提出書類	実績報告書（様式第14号その２）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月31日までのいずれか早い日
	添付書類	1　耐震診断結果報告書 2　耐震診断費の領収書（写し） 3　外観写真 4　消費税仕入控除税額報告書（様式第４号その９）
	審査基準	木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会編集）、新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（一般財団法人日本建築防災協会編集）に記載されている一般診断法又は精密診断法による耐震診断が行われているか

11　小田原市木造住宅耐震改修費補助金

補助金交付の目的	木造住宅の耐震性の向上を図る。
補助対象	市内に存在する木造住宅を有する個人（共有の場合を含む。）で、次の各号のいずれにも該当するもの 1　当該住宅が平成12年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が

	延べ面積の２分の１未満等のものを含む。）であること。 ２　当該住宅が平成12年６月１日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の２分の１以下の場合を除く。 ３　当該住宅が地上２階建て以下の木造建築物であること。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。 ４　当該住宅の耐震診断の評点が1.0未満であること。 ５　所有者が市税を滞納していないこと。
補助対象事業	１　次の各号のいずれにも該当する耐震設計・工事監理、耐震改修工事 （ア）　一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、神奈川県木造住宅耐震実務講習を修了したもの又は当該講習を修了したものと同等以上の技術を有すると市長が認めたものが実施するもの （イ）　木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会編集）に記載されている一般診断法又は精密診断法による耐震診断によるもの （ウ）　次の各号のいずれかに該当するものであること ａ　耐震診断の評点が1.0以上となる構造補強等を伴う改修 ｂ　２階建て住宅の１階部分の評点が1.0以上となる構造補強等を伴う改修又は住宅全体の評点が0.7以上1.0未満となる構造補強等を伴う改修を初回の改修工事とし、住宅全体の構造評点が1.0以上となる構造補強等を伴う改修を２回目の改修工事とするもの（以下「段階的な改修」という） ｃ　平成18年国土交通省告示第184号別添第１ただし書の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した

	もの
補助金額	1　耐震設計費 耐震改修工事の設計に要した費用の３分の２の額。ただし、10万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、段階的な改修については、初回実施時は６万５千円を上限とし、２回目実施時は、初回実施時の補助金額と10万円との差額を上限とする。 2　工事監理費 耐震改修工事の工事監理に要した費用の３分の２の額。ただし、５万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、段階的な改修については、初回実施時は３万５千円を上限とし、２回目実施時は、初回実施時の補助金額と５万円との差額を上限とする。 耐震設計費補助金額が10万円以下の場合は、差額を加算することができる。なお、段階的な改修については、６万５千円との差額を上限する。 3　耐震改修工事費 ア　耐震改修に要した費用の２分の１の額。ただし、85万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、段階的な改修については、初回実施時は65万円を上限とし、２回目実施時は、初回実施時

		の補助金額と85万円との差額を上限とする。 イ　【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用する場合を除き、昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した補助対象の一戸建て住宅であって、要介護認定に該当する者、身体障害者手帳１級・２級に該当する者又は、療育手帳（A）に該当する者が居住している世帯の場合には、115万円を上限とする。
交付申請	提出書類	補助金交付申請書（耐震設計：様式第４号その５）（耐震改修工事：様式第４号その６）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋）（当該年度に木造住宅耐震診断補助金の交付申請をした場合を除く。） ２　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書）（当該年度に木造住宅耐震診断補助金の交付申請をした場合を除く。） ３　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） ４　耐震設計費の見積書（写し）（耐震設計の場合に限る。） ５　耐震改修工事費・工事監理費の見積書（写し）（耐震改修工事の場合に限る。） ６　補助金額計算書（様式第18号その11）（様式第18号その12）（様式第18号その13） ７　耐震技術者の神奈川県木造住宅耐震実務講習等の修了証書（写し）（当該年度に木造住宅耐震診断補助金の交付申請をした場合を除く。） ８　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。）

		９　耐震診断結果報告書（耐震設計の場合に限る。）（木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けている場合は除く。） 10　その他市長が必要とする書類 11　消費税仕入控除税額確認書（様式第４号その８） 12　要介護者又は障害者を証明するもの（介護保険被保険者証、身体障害者手帳又は療育手帳の写し等）（補助金額（３耐震改修工事費、イの場合に限る））
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
中間報告	提出書類	中間報告書（様式第11号）
	提出期限	耐震改修に係る金物及び筋交い等の施工後、一部視認可能な時点に達したとき。
実績報告	提出書類	実績報告書（改修設計：様式第14号その５）（改修工事：様式第14号その６）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月31日までのいずれか早い日
	添付書類	１　耐震改修後を想定した耐震診断結果報告書 ２　耐震改修工事を施工するために必要な工事図面及び仕様書 ３　工事監理状況報告書（様式第17号）（耐震改修工事の場合に限る。） ４　耐震設計費の領収書又は請求書（写し）（耐震設計の場合に限る。） ５　耐震改修工事費・工事監理費の領収書又は請求書（写し）（耐震改修工事の場合に限る。） ６　各改修部分の写真（施工前、施工中、施工後）（耐震改修工事の場合に限る。）

		7　消費税仕入控除税額報告書（様式第４号その９）
	審査基準	平成18年国土交通省告示第184号に基づく耐震改修がおこなわれているか（木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会編集）、新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（一般財団法人日本建築防災協会編集）等に記載されている耐震改修が行われているか等）

12　小田原市木造住宅除却工事費補助金

補助金交付の目的	木造住宅の耐震性の向上を図る。
補助対象	市内に存在する木造住宅を有する個人（共有の場合を含む。）で、次の各号のいずれにも該当するもの １　当該住宅が昭和56年５月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満等のものを含む。）であること。 ２　当該住宅が昭和56年６月１日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の２分の１以下の場合を除く。 ３　当該住宅が地上２階建て以下の木造建築物であること。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。 ４　当該住宅の耐震診断の評点が1.0未満であること。 ５　次の各号のいずれかに該当するものであること。なお、（ウ）については、本市の空家等対策の推進にも資することを目的とする。

		（ア）　緊急輸送道路に面する住宅であり、倒壊時に道路に影響を及ぼす可能性があること。 （イ）　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域内にある住宅であること。 （ウ）　空家等対策支援システムに登録された空家等（長屋又は共同住宅を除く）であること。 6　所有者が市税を滞納していないこと。
補助対象事業		次の各号いずれかに該当する除却工事 （ア）一級建築士、二級建築士又は木造建築士が実施する耐震診断（一般診断法、精密診断法又は市が認める簡易診断）の評点が1.0未満であるもの （イ）市長が倒壊の危険性があると判断したもの
補助金額		除却工事に要した費用の２分の１の額。ただし、45万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
交　付 申請	提出書類	補助金交付申請書（除却工事：様式第４号その７）
	提出期限	事業実施前
	添付書類	１　申請日が属する年度の固定資産評価証明書（家屋） ２　申請日が属する年度の納税証明書（完納証明書） ３　建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等） ４　除却工事費の見積書（写し） ５　補助金額計算書（様式第18号その14） ６　耐震技術者の神奈川県木造住宅耐震講習等の修了証書（写し）（地方公共団体が倒壊の危険性があると判断した場合を除く。） ７　委任状（申請者本人が申請する場合を除く。）

		８　耐震診断結果等報告書 ９　緊急輸送道路の障害がわかる図書（緊急輸送道路沿道の除却工事の場合に限る。） 10　用途区域図（防火地域の除却工事の場合に限る。） 11　その他市長が必要とする書類 12　消費税仕入控除税額確認書（様式第４号その８）
	審査基準	事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか
交付の時期		規則第14条に定める補助金の額の確定後１月以内
実　績 報告	提出書類	実績報告書（除却工事：様式第14号その７）
	提出期限	事業完了後１月以内又は交付決定を受けた年度の３月31日までのいずれか早い日
	添付書類	１　除却工事費の領収書又は請求書（写し） ２　産業廃棄物管理票のＡ票（写し） ３　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の届出書（写し）（届出対象住宅の除却工事の場合に限る。） ４　除却部分の写真（施工前、施工中、施工後） ５　消費税仕入控除税額報告書（様式第４号その９）
	審査基準	対象建築物の基礎を含め除却し、整地された状態であること。